

## 在職者の司法修習生採用制限に関する意見書

2008年7月17日  
日本弁護士連合会

### 意見の趣旨

司法修習生の兼業を原則として禁ずる司法修習生に関する規則第2条の運用において、企業等に籍を置きつつ法科大学院を卒業し司法試験に合格して司法修習を志望する者が、在籍中の企業を休職する等して修習に専念できるのであれば、在籍のままで司法研修所入所を認め、入所のために退職を強いられることのないようにされたい。

### 意見の理由

#### 1 現状の把握

司法修習生については、「最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。」( 司法修習生に関する規則第2条 ) とされている。

当連合会の把握したところでは、従来から、民間企業を休職して司法修習生となることを志望した者がその許可を受けられず、退職を司法修習生としての採用の条件とされたという例が存する。そして、その結果、司法修習修了後に元の勤務先への復帰を希望しても認められなかつた者や、元の勤務先へ復帰できても勤続年数の通算が認められず退職金などの扱いにおいて不利益を甘受せざるを得なかつた者の例もあると聞き及ぶ。

なお、上記のような不利益があることについては、一般に広く認識されている（当然ありうべきこととして予想されている）とは言い難く、在職のまま法科大学院に進学し法曹を目指す者にとって、司法修習生採用に際して現在の勤務先の退職を強いられることは予想外の事態であることは少なくない。そして、扶養親族の状況等家庭の経済事情によっては、生活設計の重大な変更にとどまらず、司法試験合格後に修習（ひいては法曹資格取得）を断念せざるをえなくなる場合もある。

#### 2 新しい法曹養成制度の理念

司法制度改革審議会意見書は、「21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問

わざ広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。そのため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきである。」とし、「夜間大学院等の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保に努めるべきである。」としている。この意見書の趣旨を受け入れて、多くの法科大学院では、社会人経験者を多く受け入れるための努力をしており、社会人として就業中であっても通学が可能な夜間コースを設置しているところもある。そして、現に多くの社会人が、就業しながらまたは休職等の手続を経て、これらの法科大学院で、法曹となるべく勉強を続けているところである。

ところが、これらの社会人学生が、司法試験に合格したとしても、司法修習において退職を余儀なくさせられることになるのであれば、もとより法科大学院を志願することや司法修習を経て法曹資格を取得することを断念する者が増えていくことが考えられる。

上記意見書の理念の1つである「社会のすみずみまで法の支配を行き渡らせる」という観点から、企業内で働く法曹資格者の拡大が予定されているところ、法曹資格取得前に就業中の者が司法修習後法曹資格を取得して企業に戻ることも促進されるべきであって、その阻害となりうる制度的要因をできるだけ除去することは、理念の実現のために必要である。

### 3 修習専念義務との関係

もっとも、司法修習生は厳格な修習専念義務を負っており、これに反するおそれのあるような兼業を無条件に認めることは適当でない。

しかしながら、従来のように修習専念義務を形式的に捉えた上で、休職中であっても民間企業との基本的雇用関係の存在を一切認めないとすることについては、上記の理念からしても、合理的とはいえない。

そこで、今後の運用においては、企業における休職等の各種制度によって、修習期間中は被用者としての業務を実際に行う必要のない立場であることを個別具体的に確認した上で、修習専念義務に反するおそれがあるものと認められない限りは、これを認めることとすべきである。

### 4 守秘義務等との関係

また、司法修習生は修習中に見聞した事案について守秘義務を有するところ、企業休職中の司法修習生については、事案によってはその遵守を期待することが困難であるとの指摘、あるいは裁判の公正らしさに対する信頼を害するおそれがあるとの指摘が予想される。

しかし、上記のとおり、修習期間中は、休職等の制度により現に被用者としての業務を行うものでないこと、また、司法修習中も修習後も守秘義務を

負っていることからすれば、そのような指摘は杞憂に過ぎない。

そもそも、司法修習生と個別の事案とのつながりについては、司法修習生の雇用先に関するものだけでなく、その家族や知人が当事者であるもの、従前に何らかの関係のあった個人・法人が当事者であるものなどさまざまなケースが考えられる。また、同様の問題は、裁判官の他職経験においても生じうるところである。

そのような守秘義務の衝突や裁判の公正らしさに対する現実的懸念のある事件については、これまでも、当該事件への当該司法修習生の関与を控えさせることによる適切な対処がなされており、休職中の勤務先との関係においても、そのような対処は十分に期待できるのであるから、守秘義務ないし裁判の公正らしさに対する信頼は、司法修習生採用にあたって退職を強いることの理由とはならないというべきである。

以上